

老人福祉施設設置等の届出等に関する要綱

宮崎県長寿介護課

平成13年2月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号 以下「法」という。）、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく宮崎県内の老人福祉施設設置等の届出等に関し、必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、宮崎市に所在する老人福祉施設等（老人福祉センターを除く。）については、特に定めがない限り適用しない。

(老人居宅生活支援事業開始届)

第2条 法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の届出は、別記様式第1号の老人居宅生活支援事業開始届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第3条 法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業の届出は、別記様式第2号の老人居宅生活支援事業変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止・休止届)

第4条 法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の届出は、別記様式第3号の老人居宅生活支援事業廃止・休止届により、廃止又は休止の日の1月前までに届け出なければならない。

(老人デイサービスセンター等設置届)

第5条 法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター（以下「老人デイサービスセンター等」という。）の届出は、別記様式第4号の老人デイサービスセンター等設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人デイサービスセンター等変更届)

第6条 法第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター等の届出は、別記様式第5号の老人デイサービスセンター等変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人デイサービスセンター等廃止・休止届)

第7条 法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター等の届出は、別記様式第6号の老人デイサービスセンター等廃止・休止届により、廃止又は休止の日の1月前

までに届け出なければならない。

(老人ホーム設置届)

第8条 法第15条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の届出は、別記様式第7号の老人ホーム設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人ホーム設置認可申請書)

第9条 法第15条第4項の規定による養護老人ホーム等の申請は、別記様式第8号の老人ホーム設置認可申請書により、あらかじめ申請し、知事の認可を受けなければならない。

(老人ホーム変更届)

第10条 法第15条の2第2項の規定による養護老人ホーム等の届出は、別記様式第9号の老人ホーム変更届により、あらかじめ届け出なければならない。

(老人ホーム職員変更届)

第11条 養護老人ホーム等の施設長の変更については、別記様式第10号の老人ホーム職員変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人ホーム廃止・休止・入所定員変更届)

第12条 法第16条第2項の規定による養護老人ホーム等の届出は、別記様式第11号の老人ホーム廃止・休止・入所定員変更届により、廃止、休止又は入所定員の減少若しくは増加の日の1月前までに届け出なければならない。

(老人ホーム廃止・休止・入所定員変更認可申請書)

第13条 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム等の申請は、別記様式第12号の老人ホーム廃止・休止・入所定員変更認可申請書により、あらかじめ申請し、知事の認可を受けなければならない。

(軽費老人ホーム設置届)

第14条 社会福祉法第62条第1項の規定による軽費老人ホームの届出は、別記様式第13号の軽費老人ホーム設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(軽費老人ホーム設置許可申請書)

第15条 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの申請は、別記様式第14号の軽費老人ホーム設置許可申請書により、あらかじめ申請し、知事の許可を受けなければならない。

(軽費老人ホーム変更届)

第16条 第14条の規定による届出をした者が、社会福祉法第63条第1項による変更をしようとする場合の届出は、別記様式第15号の軽費老人ホーム変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(軽費老人ホーム変更許可申請書)

第17条 第15条の規定による許可を受けた者が、社会福祉法第63条第2項による変更をしようとする場合の申請は、別記様式第16号の軽費老人ホーム変更許可申請書により、あらかじめ申請し、知事の許可を受けなければならない。

(軽費老人ホーム廃止届)

第18条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの届出は、別記様式第17号の軽費老人ホーム廃止届により、廃止の日の1月前までに届け出なければならない。

(有料老人ホーム設置届)

第19条 法第29条第1項の規定による有料老人ホームの届出は、別記様式第18号の有料老人ホーム設置届により、あらかじめ届け出なければならない。

(有料老人ホーム変更届)

第20条 法第29条第2項の規定による有料老人ホームの届出は、別記様式第19号の有料老人ホーム変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(有料老人ホーム廃止・休止届)

第21条 法第29条第3項の規定による有料老人ホームの届出は、別記様式第20号の有料老人ホーム廃止・休止届により、廃止又は休止の日の1月前までに届け出なければならない。

(老人福祉センター事業開始届)

第22条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの事業開始の届出は、別記様式第21号の老人福祉センター事業開始届により、事業開始の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人福祉センター事業変更届)

第23条 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更の届出は、別記様式第22号の老人福祉センター事業変更届により、変更の日から1月以内に届け出なければならない。

(老人福祉センター事業廃止届)

第24条 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターの廃止の届出は、別記様式第23号の老人福祉センター事業廃止届により、廃止の日から1月以内に届け出なければならない。

(調査票等の提出)

第25条 法第18条第2項及び社会福祉法第70条の規定に基づき、養護老人ホーム等の長及び軽費老人ホームを経営する者は、毎年7月末日時点の状況を次の表に掲げる調査票に記載し、同表に定める期限までに提出しなければならない。

様式	提出書類	提出期限
様式第24号-1~3	①養護老人ホーム調査票 ②特別養護老人ホーム調査票 ③軽費老人ホーム(ケアハウス)調査票	毎年8月10日まで

(重要事項説明書等の提出)

第26条 法第29条第11項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者は、毎年7月1日時点の状況を次の表に掲げる書類に記載し、同表に定める期限までに提出しなければならない。

提出書類	提出期限
①重要事項説明書 ②介護サービス等の一覧表 ③直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	毎年7月末日まで

(書類の提出)

第27条 第2条から前条までに規定する申請書等の書類については、長寿介護課に1部を提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。